

令和9年度 香芝市歯科保健事業業務、フッ素塗布事業業務及びむし歯予防教室業務
委託契約書

香芝市（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、歯科保健事業業務、フッ素塗布事業業務及びむし歯予防教室業務に係る委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 2 履行場所 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
ただし、むし歯予防教室業務は令和9年7月31日まで
- 4 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
- 5 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市長 三橋 和史 印

受注者
印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。

3 受注者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第8条 受注者は、業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格したときをもって業務の履行を完了したものとする。

(再履行)

第9条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の検査に準用する。

(契約代金の支払)

- 第10条 受注者は、第8条の規定による検査に合格したときは業務委託料を発注者に対して請求することができる。
- 2 発注者は、受注者から前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

(指定期日の延期等)

- 第11条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(履行遅滞における遅延利息等)

- 第12条 前条第1項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は、受注者に対して、契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延違約金の支払いを請求することができる。
- 2 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
 - 3 発注者の責に帰する事由により、第10条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、受注者は、発注者に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(一般的損害等)

- 第13条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

- 第14条 発注者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約内容の変更等)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第16条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者がその責に帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 監督官庁により事業停止処分を受け、又は事業許可、事業免許若しくは事業登録等の取消処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てを受け、若しくは自ら申し立てたとき、又は私的整理が開始されたとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (6) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、合併、又は解散（法令に基づく解散を含む。）したとき。
 - (7) その他この契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止

等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(談合等不正行為による解除)

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(損害賠償)

第20条 受注者がこの契約に違反し、又はこの契約に関し、受注者の故意又は過失によって発注者に損害を与えたときは、受注者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 第17条第2項及び第3項の規定は、発注者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定は、第18条第2項、及び前条第2項の規定に準用する。
- 4 発注者は、前3条の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について何ら賠償ないし補償することは要しない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可

能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、次の各号の一に該当する場合においては、発注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(1) 第15条第1項の規定により、発注者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合においてその中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第15条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。

3 発注者は、前2項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第22条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第23条 契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(管轄裁判所)

第24条 発注者と受注者の間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(補則)

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第10 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による業務の一部を第三者
(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を
いう。)である場合も含む。)に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託
を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するも
のとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再
委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及
び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしな
ければならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、
発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を
管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなけれ
ばならない。

(4) (3)の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況
を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

(資料等の返還等)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は
受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報(記録された資料等)を、この契約の完
了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示
したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要が
なくなったときは、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(取扱状況等についての指示等)

第12 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及
びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若
しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受
注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生
ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発
防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、
発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託
先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様と
する。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、

契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。